

## リハビリテーション専門家からの意見聴取について

### 1 意見聴取をしたリハビリテーション専門家

治ゆ後の後遺症状の実態をよく把握している専門家の意見を障害等級の見直しの検討に取り入れるために、リハビリテーション専門家から意見聴取を行った。

意見聴取の対象としたリハビリテーション専門家は、次のとおりである。

国立身体障害者リハビリテーションセンター病院

医療相談開発部長 佐久間 肇 医師

(参考)

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、身体に障害のある者に対する総合的なリハビリテーションのほか、リハビリテーションの研究・開発、及び情報・資料の収集等を行っている。

### 2 意見聴取内容

リハビリテーション専門家に対して予め報告書案の全文を送付した上、面談により意見聴取を行った。

面談においては、まず事務局から労災保険制度に係る説明を行い、その後リハビリテーション専門家から、「治ゆ」の考え方等に関する質問が出された。

報告書案については、リハビリテーションの観点から見ても全体的によく取りまとめられているという評価をいただき、その上で次の意見が出された。

生殖機能の障害のうち、子宮を亡失した場合の評価についての記述がない（子宮を亡失した場合の評価を加えるべきである。）。

### 3 検討項目の追加

リハビリテーション専門家から出された意見により、次の事項を報告書案に追加した。

「子宮の亡失が画像所見により認められるもの」は第9級の12として認定することが適当